

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～68 略			1～68 略		
69 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項に規定する事項に係る図書（建築基準法第42条第1項第5号に限る。）及び同規則第11条の3第1項に規定する書類の写しの交付に関する事務	略		69 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項に規定する事項に係る図書（建築基準法第42条第1項第5号に限る。）及び同規則第11条の4第1項に規定する書類の写しの交付に関する事務	略	

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分を有する場合にあって	ア～ウ 略 エ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 非居住部分以外の部分についてウの(ア) aの方法を用いる場合 イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (a) 略 (b) 300㎡を超え、 <u>1,000㎡</u> 以内のもの <u>1万6,000円</u> (c) <u>1,000㎡</u> を超え、 <u>2,000㎡</u> 以内のもの <u>2万6,100円</u> (d) <u>2,000㎡</u> を超え、 <u>5,000㎡</u> 以内のもの <u>7万8,500円</u> (e) <u>5,000㎡</u> を超え、 <u>10,000㎡</u> 以内のもの <u>12万4,000円</u> (f) <u>10,000㎡</u> を超え、 <u>25,000㎡</u> 以内のもの <u>15万7,000円</u> (g) <u>25,000㎡</u> を超えるもの <u>19万6,000円</u>	1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分を有する場合にあって	ア～ウ 略 エ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 非居住部分以外の部分についてウの(ア) aの方法を用いる場合 イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (a) 略 (b) 300㎡を超え、 <u>2,000㎡</u> 以内のもの <u>2万6,100円</u> (c) <u>2,000㎡</u> を超え、 <u>5,000㎡</u> 以内のもの <u>7万8,500円</u> (d) <u>5,000㎡</u> を超え、 <u>10,000㎡</u> 以内のもの <u>12万4,000円</u> (e) <u>10,000㎡</u> を超え、 <u>25,000㎡</u> 以内のもの <u>15万7,000円</u> (f) <u>25,000㎡</u> を超えるもの <u>19万6,000円</u>

改正後		改正前			
	<p>は,登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	<p>b 非居住部分以外の部分についてウの(ア)bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア)a(a)から<u>(g)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ)共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア)a(a)から<u>(g)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの(ア)a(a)から<u>(g)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>		<p>は,登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	<p>b 非居住部分以外の部分についてウの(ア)bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア)a(a)から<u>(f)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ)共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア)a(a)から<u>(f)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの(ア)a(a)から<u>(f)</u>までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>
	<p>(2) その他の場合の認定申請に対する審査</p>	<p>ア~ウ 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア)共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ,それぞれ次に定める額</p> <p>a 非居住部分以外の部分について(1)の項ウの(ア)aの方法を用いる場合 イの(ア)か</p>		<p>(2) その他の場合の認定申請に対する審査</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア)共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ,それぞれ次に定める額</p> <p>a 非居住部分以外の部分について(1)の項ウの(ア)aの方法を用いる場合 イの(ア)か</p>	

改正後			改正前		
		<p>ら(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²を超え、<u>1,000 m²以内のもの</u> 29万3,000円</p> <p>(c) <u>1,000 m²を超え、2,000 m²以内のもの</u> 37万5,000円</p> <p>(d) 2,000 m²を超え、5,000 m²以内のもの 53万4,000円</p> <p>(e) 5,000 m²を超え、10,000 m²以内のもの 65万6,000円</p> <p>(f) 10,000 m²を超え、25,000 m²以内のもの 77万3,000円</p> <p>(g) 25,000 m²を超えるもの 88万2,000円</p> <p>b 非居住部分以外の部分について(1)の項ウの(ア) bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア) a (a) から (g) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれ</p>			<p>ら(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²を超え、<u>2,000 m²以内のもの</u> 37万5,000円</p> <p>(c) 2,000 m²を超え、5,000 m²以内のもの 53万4,000円</p> <p>(d) 5,000 m²を超え、10,000 m²以内のもの 65万6,000円</p> <p>(e) 10,000 m²を超え、25,000 m²以内のもの 77万3,000円</p> <p>(f) 25,000 m²を超えるもの 88万2,000円</p> <p>b 非居住部分以外の部分について(1)の項ウの(ア) bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの(ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれ</p>

改正後			改正前		
		<p>ぞれに定める額及びエの (ア) a (a) から (g) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの (ア) a (a) から (g) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>			<p>ぞれに定める額及びエの (ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの (ア) a (a) から (f) までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額</p>
2～4 略			2～4 略		
備考 略			備考 略		
別表第 7 (第 2 条関係)			別表第 7 (第 2 条関係)		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 35 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第 34 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下 2 の項において同じ。) の認定の申請 (2 の項に掲げる申請を除く。) に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	<p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証 (当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。) 又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア) 及び (イ) 略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 (非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項 (1) イ (ウ), 5 の項 (1) ウ 及び (2) ウ において同じ。) 床面積 (非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項</p>	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 30 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下 2 の項において同じ。) の認定の申請 (2 の項に掲げる申請を除く。) に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	<p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証 (当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。) 又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア) 及び (イ) 略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 (非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項 (1) イ (ウ), 5 の項 (1) ウ 及び (2) ウ において同じ。) 床面積 (非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項</p>

改正後			改正前		
		<p>(1) イ(ウ), 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a 略</p> <p>b 300 m²以上, <u>1,000 m²</u>未満のもの <u>1万7,000円</u></p> <p>c <u>1,000 m²</u>以上, <u>2,000 m²</u>未満のもの <u>2万7,800円</u></p> <p>d 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 8万3,400円</p> <p>e 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 13万2,000円</p> <p>f 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 16万6,000円</p> <p>g 25,000 m²以上のもの 20万8,000円</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²以上, <u>1,000 m²</u>未満のもの <u>11万5,000円</u></p> <p>(c) <u>1,000 m²</u>以上, <u>2,000 m²</u>未満のもの <u>15万1,000円</u></p>			<p>(1) イ(ウ), 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a 略</p> <p>b 300 m²以上, <u>2,000 m²</u>未満のもの <u>2万7,800円</u></p> <p>c 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 8万3,400円</p> <p>d 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 13万2,000円</p> <p>e 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 16万6,000円</p> <p>f 25,000 m²以上のもの 20万8,000円</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²以上, <u>2,000 m²</u>未満のもの <u>15万1,000円</u></p>

改正後			改正前		
		<p><u>(d)</u> 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 24万5,000円</p> <p><u>(e)</u> 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 32万円</p> <p><u>(f)</u> 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 38万5,000円</p> <p><u>(g)</u> 25,000 m²以上のもの 45万1,000円</p> <p>b 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²以上, <u>1,000 m²未満のもの 29万6,000円</u></p> <p><u>(c)</u> 1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの 38万2,000円</p> <p><u>(d)</u> 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 54万5,000円</p> <p><u>(e)</u> 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 67万2,000円</p> <p><u>(f)</u> 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 79万4,000円</p> <p><u>(g)</u> 25,000 m²以上のもの 90万6,000円</p> <p>(エ) 略</p>			<p><u>(c)</u> 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 24万5,000円</p> <p><u>(d)</u> 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 32万円</p> <p><u>(e)</u> 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 38万5,000円</p> <p><u>(f)</u> 25,000 m²以上のもの 45万1,000円</p> <p>b 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 300 m²以上, <u>2,000 m²未満のもの 38万2,000円</u></p> <p><u>(c)</u> 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 54万5,000円</p> <p><u>(d)</u> 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 67万2,000円</p> <p><u>(e)</u> 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 79万4,000円</p> <p><u>(f)</u> 25,000 m²以上のもの 90万6,000円</p> <p>(エ) 略</p>
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性	略		(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性	略

改正後			改正前		
	能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定申請に対する審査			能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定申請に対する審査	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務	略		2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務	略	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3	略	3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3	略

改正後			改正前		
定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査		定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査	
	(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出がある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項（1）アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p>		(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出がある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項（1）アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>イ 略</p>

改正後		改正前	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合の同法第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務	略	4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合の同法第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務	略
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合している旨の認定の申請に関する事務	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める	5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合している旨の認定の申請に関する事務	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める
	ア及びイ 略 ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略 (イ) 300 m ² 以上, <u>1,000 m²未満のもの 1万7,000円</u> (ウ) <u>1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの 2万7,800円</u> (エ) 2,000 m ² 以上, 5,000 m ² 未満のもの 8万3,400円 (オ) 5,000 m ² 以上, 10,000 m ² 未満のもの 13万2,000円 (カ) 10,000 m ² 以上, 25,000 m ² 未満のもの 16万6,000円 (キ) 25,000 m ² 以上のもの 20万8,000円 エ 略		ア及びイ 略 ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略 (イ) 300 m ² 以上, <u>2,000 m²未満のもの 2万7,800円</u> (ウ) 2,000 m ² 以上, 5,000 m ² 未満のもの 8万3,400円 (エ) 5,000 m ² 以上, 10,000 m ² 未満のもの 13万2,000円 (オ) 10,000 m ² 以上, 25,000 m ² 未満のもの 16万6,000円 (カ) 25,000 m ² 以上のもの 20万8,000円 エ 略

改正後		改正前	
	書類の提出がある場合の認定申請に対する審査		書類の提出がある場合の認定申請に対する審査
(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 略</p> <p>b 300 m²以上, <u>1,000 m²未満のもの</u> 11万5,000円</p> <p>c <u>1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの</u> 15万1,000円</p> <p>d 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 24万5,000円</p> <p>e 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 32万円</p> <p>f 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 38万5,000円</p> <p>g 25,000 m²以上のもの 45万1,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 略</p>	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 略</p> <p>b 300 m²以上, <u>2,000 m²未満のもの</u> 15万1,000円</p> <p>c 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 24万5,000円</p> <p>d 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 32万円</p> <p>e 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 38万5,000円</p> <p>f 25,000 m²以上のもの 45万1,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 略</p>

改正後			改正前		
		b 300 m ² 以上, <u>1,000 m²未満のもの 29万6,000円</u> c <u>1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの 38万2,000円</u> d 2,000 m ² 以上, 5,000 m ² 未満のもの 54万5,000円 e 5,000 m ² 以上, 10,000 m ² 未満のもの 67万2,000円 f 10,000 m ² 以上, 25,000 m ² 未満のもの 79万4,000円 g 25,000 m ² 以上のもの 90万6,000円 エ 略			b 300 m ² 以上, <u>2,000 m²未満のもの 38万2,000円</u> c 2,000 m ² 以上, 5,000 m ² 未満のもの 54万5,000円 d 5,000 m ² 以上, 10,000 m ² 未満のもの 67万2,000円 e 10,000 m ² 以上, 25,000 m ² 未満のもの 79万4,000円 f 25,000 m ² 以上のもの 90万6,000円 エ 略
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	(1) 工場, 倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるものの建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき, 次の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 <u>(ア) 1,000 m²未満のもの 2万7,100円</u> <u>(イ) 1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの 3万8,500円</u> <u>(ウ) 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 9万7,600円</u> <u>(エ) 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 14万7,000円</u> <u>(オ) 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 18万2,000円</u> <u>(カ) 25,000 m²以上のもの 22万6,000円</u> イ 標準入力法等(建築物エネルギー	6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	(1) 工場, 倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるものの建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき, 次の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 <u>(ア) 2,000 m²未満のもの 3万8,500円</u> <u>(イ) 2,000 m²以上 5,000 m²未満のもの 9万7,600円</u> <u>(ウ) 5,000 m²以上 10,000 m²未満のもの 14万7,000円</u> <u>(エ) 10,000 m²以上 25,000 m²未満のもの 18万2,000円</u> <u>(オ) 25,000 m²以上のもの 22万6,000円</u> イ 標準入力法等(建築物エネルギー

改正後			改正前		
		<p>一消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>1,000 m²未満のもの</u> 3万1,600円</p> <p>(イ) <u>1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの</u> 4万4,000円</p> <p>(ウ) <u>2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの</u> 10万4,000円</p> <p>(エ) <u>5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの</u> 15万4,000円</p> <p>(オ) <u>10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの</u> 19万1,000円</p> <p>(カ) <u>25,000 m²以上のもの</u> 23万6,000円</p>			<p>一消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>2,000 m²未満のもの</u> 4万4,000円</p> <p>(イ) <u>2,000 m²以上 5,000 m²未満のもの</u> 10万4,000円</p> <p>(ウ) <u>5,000 m²以上 10,000 m²未満のもの</u> 15万4,000円</p> <p>(エ) <u>10,000 m²以上 25,000 m²未満のもの</u> 19万1,000円</p> <p>(オ) <u>25,000 m²以上のもの</u> 23万6,000円</p>
(2) その他の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	<p>(ア) <u>1,000 m²未満のもの</u> 11万3,000円</p> <p>(イ) <u>1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの</u> 14万9,000円</p> <p>(ウ) <u>2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの</u> 24万2,000円</p> <p>(エ) <u>5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの</u> 31万7,000円</p>	(2) その他の建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	<p>(ア) <u>2,000 m²未満のもの</u> 14万9,000円</p> <p>(イ) <u>2,000 m²以上 5,000 m²未満のもの</u> 24万2,000円</p> <p>(ウ) <u>5,000 m²以上 10,000 m²未満のもの</u> 31万7,000円</p>

改正後			改正前		
		<p>(オ) 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 38万円</p> <p>(カ) 25,000 m²以上のもの 44万6,000円</p> <p>イ 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき, 次の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1,000 m²未満のもの 29万2,000円</p> <p>(イ) 1,000 m²以上, 2,000 m²未満のもの 37万8,000円</p> <p>(ウ) 2,000 m²以上, 5,000 m²未満のもの 53万9,000円</p> <p>(エ) 5,000 m²以上, 10,000 m²未満のもの 66万4,000円</p> <p>(オ) 10,000 m²以上, 25,000 m²未満のもの 78万6,000円</p> <p>(カ) 25,000 m²以上のもの 89万6,000円</p>			<p>(エ) 10,000 m²以上 25,000 m²未満のもの 38万円</p> <p>(オ) 25,000 m²以上のもの 44万6,000円</p> <p>イ 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による建築物エネルギー消費性能確保計画につき, 次の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 2,000 m²未満のもの 37万8,000円</p> <p>(イ) 2,000 m²以上 5,000 m²未満のもの 53万9,000円</p> <p>(ウ) 5,000 m²以上 10,000 m²未満のもの 66万4,000円</p> <p>(エ) 10,000 m²以上 25,000 m²未満のもの 78万6,000円</p> <p>(オ) 25,000 m²以上のもの 89万6,000円</p>
7 略			7 略		
備考 略			備考 略		

附 則
この条例は, 令和3年4月1日から施行する。